お客様用資料
輸入差止制度編
（2023年度版）

～ 偽物の輸入でお困りのお客様へ ～

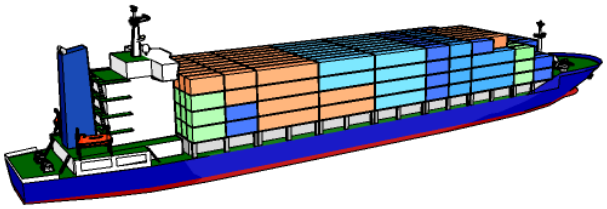

Customs

中川特許事務所
弁理士　中川　淨宗

～　目　次　～

Ⅰ．輸入差止制度の概要・・・・・・・・・・・・・1
Ⅱ．輸入差止のメリット・・・・・・・・・・・・・4
Ⅲ．税関の輸入差止手続・・・・・・・・・・・・・6
Ⅳ．輸入差止の費用料金・・・・・・・・・・・・・12
Ⅴ．輸入差止の申請様式・・・・・・・・・・・・・15
Ⅵ．輸入差止の質問相談・・・・・・・・・・・・・19

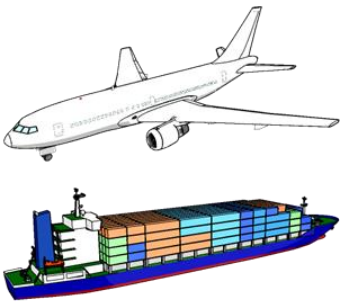

Ⅰ．輸入差止制度の概要

１．知的財産権の効力

特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・育成者権・不正競争防止法上の権利といった各種「**知的財産権**」には、いずれも当該権利の保有者がその権利の対象となっている物品を独占的に「**輸入**」または「**輸出**」することができるという効力があります。

よって、特許庁で特許を取得している発明、実用新案登録を行っている考案、意匠登録を行っている意匠およびこれに類似する意匠を利用した製品、ならびに商標登録を行っている商標およびこれに類似する商標を付けた商品を権利者に無断で輸入または輸出することはできません。

また、農林水産省で品種登録を行っている農作物やその加工品、不正競争防止法で保護されるブランドを使用した商品や営業秘密を利用した製品なども、権利者に無断で輸入または輸出することはできません。

そして、著作権法は、海賊版ＣＤや海賊版ＤＶＤ、あるいは偽キャラクターグッズといった著作権法上の権利を侵害する商品について、これを日本で販売する目的をもって輸入する行為について、著作権などを侵害する行為とみなすと規定しています。

さらに、著作権法は、このような著作権法上の権利を侵害する商品であることを知りながら、会社などの事業として輸出する行為についても、著作権などを侵害する行為とみなすと規定しています。

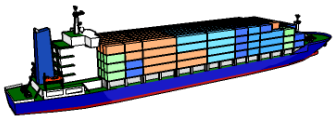

２．偽物の輸入の規制

日本に輸入される貨物の中に「**税関**」が特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・育成者権・不正競争防止法上の権利などの知的財産権を侵害するおそれがある「**侵害疑義物品**」を発見した場合、それが実際に知的財産権を侵害する「**知的財産侵害物品**」であるか否かを認定する「**認定手続**」を行います。

しかしながら、税関が日本に輸入される貨物をすべてチェックして侵害疑義物品を発見することは困難です。そこで、偽物・コピー商品・模倣品・偽ブランド商品・海賊版といった知的財産侵害物品が輸入されるおそれがある場合、権利者は自らの権利の内容や輸入者の情報、偽物を見分けるポイントなどを税

関に提供しておけば、効果的に侵害物品の輸入を阻止することができます。これが「**輸入差止申立**」です。

税関が職権または輸入差止申立に基づいて侵害疑義物品を発見した場合、権利者と輸入者に対して認定手続を開始する旨の通知を行います。この通知に対して、両者は証拠・意見・相手方への反論を行うことができます。

権利者が輸入差止申立を行っておけば、侵害疑義物品の「**点検**」や「**見本検査**」を行えるので、より正確な証拠や意見を提出できるようになります。

また、商標権および著作権の侵害が問題になっている場合、輸入者に争う意思がなければ、権利者が証拠や意見を提出しなくても、税関が認定手続を行う「**認定手続の簡素化措置**」の対象になるメリットもあります。

税関は権利者と輸入者から提出された証拠・意見・反論に基づいて認定手続を行います。この際、税関は特許庁・農林水産省・経済産業省・有識者からなる専門委員に意見を照会することがあります。

税関が侵害疑義物品を知的財産侵害物品であると認定した場合、その貨物は最終的には税関に没収され廃棄されることになります。一方、知的財産侵害物品であると認定されなかった場合、ほかの輸入の要件を満たしていれば、その貨物は輸入が許可されることになります。

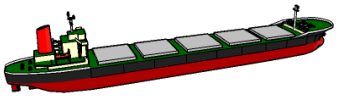

３．偽物の輸出の規制

日本から輸出される貨物の中に「**税関**」が特許発明・登録実用新案・登録意匠およびこれに類似する意匠・登録商標およびこれに類似する商標を無断で使用した製品、他人の著作物・登録品種・営業秘密を無断で利用した商品などの知的財産権を侵害するおそれがある「**侵害疑義物品**」を発見した場合、それが実際に知的財産権を侵害する「**知的財産侵害物品**」であるか否かを認定する「**認定手続**」を行います。

しかしながら、税関が日本から輸出される貨物をすべて検査して侵害疑義物品を発見することは困難です。そこで、偽物・コピー商品・模倣品・偽ブランド商品・海賊版といった知的財産侵害物品が輸出されるおそれがある場合、権利者は自らの権利の内容や輸出者の情報、侵害品を見分けるポイントなどを税関に提供しておけば、より確実に侵害品の輸出を阻止することができます。これが「**輸出差止申立**」です。

税関が職権または輸出差止申立に基づいて侵害疑義物品を発見した場合、権利者と輸出者に対して認定手続を開始する旨の通知を行います。この通知に対して、両者は証拠・意見・相手方への反論を行うことができます。

権利者が輸出差止申立を行っておけば、侵害疑義物品の「点検」を行えるので、より正確な証拠や意見を提出できるというメリットもあります。

税関は権利者と輸出者から提出された証拠・意見・反論に基づいて認定手続を行います。この際、税関は特許庁・農林水産省・経済産業省・有識者からなる専門委員に意見を照会することがあります。

税関が侵害疑義物品を知的財産侵害物品であると認定した場合、その貨物は最終的には税関に没収され廃棄されることになります。一方、知的財産侵害物品であると認定されなかった場合、ほかの輸出の要件を満たしていれば、その貨物は輸出が許可されることになります。

４．その他の規制手段

特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・育成者権・不正競争防止法上の権利などの「知的財産権」を侵害する偽物・コピー商品・模倣品・偽ブランド商品・海賊版の輸入や輸出は、権利者からの差止請求や損害賠償請求といった民事上の措置の対象になるだけでなく、「刑事罰」の対象にもなります。

関税法は知的財産侵害物品を輸入または輸出した者には、１０年以下の懲役、もしくは３０００万円以下の罰金、またはその両方を科すると規定しています。また、未遂に終わった場合も処罰されます。

税関はこのような刑事責任を追及するために、警察による犯罪捜査に準じる方法で知的財産権の侵害の事実を解明するための調査を行うことがあります。これを「犯則調査」と呼びます。

具体的には、税関は任意による関係者への出頭の要請、質問、物件の検査を行います。さらに必要があれば、税関は裁判所の許可状を得て、臨検・捜索・差押といった強制力を伴う調査も行います。

このような犯則調査の結果、税関長が輸入者または輸出者による知的財産権の侵害行為の悪質性が高いと判断した場合は、検察官への告発を行って、輸入者や輸出車の刑事責任を追及することになります。

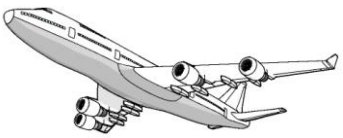

Ⅱ．輸入差止のメリット

１．知的財産と輸入行為

特許法・実用新案法・意匠法・商標法などの各種の知的財産法は、各権利を保有している者だけが各権利の対象物を「独占的に輸入」できるという権利を認めています。

したがって、特許権者・実用新案権者・意匠権者・商標権者などの各権利の保有者だけが特許庁で特許権・実用新案権を取得した製品・商標登録を受けた商品・意匠登録を受けた物品を日本に輸入することができるのです。

また、著作権法でも、著作者人格権・著作権・出版権・実演家人格権・著作隣接権といった著作権法上の各種の権利を侵害する偽物・模倣品・海賊版などについて、それを販売する目的などをもって日本に輸入することは、著作権法上の権利を侵害する行為として取り扱うと規定しています。

２．輸入差止のメリット

自社が特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権などを保有している場合に、他社がそのニセモノや海賊版を日本に輸入する行為は、自社の保有する各種の知的財産権を侵害する行為に該当します。

このような特許法・実用新案法・意匠法・商標法・著作権法といった各種の知的財産法に抵触する商品の輸入を放置すると、日本中に侵害品が広まってしまいます。そうすると、自社の知的財産権を行使することが現実的には困難になり、自社の事業活動や営業利益に大きな損害をもたらします。

関税法が定める税関における「輸入差止手続」を活用することによって、自社の知的財産権を侵害する貨物が日本に輸入されることを水際で阻止し、日本における自社の知的財産を防衛することができるのです。

３．知的財産と輸出行為

特許法・実用新案法・意匠法・商標法などの各種の知的財産法は、各権利を保有している者だけが各権利の対象物を「**独占的に輸出**」できるという権利を認めています。

つまり、特許権者・実用新案権者・意匠権者・商標権者などの各権利の保有者だけが特許庁で特許の登録・実用新案登録を行った製品・商標権を取得した商品・意匠権を取得した物品を海外に輸出することができるのです。

また、著作権法でも、著作者人格権・著作権・出版権・実演家人格権・著作隣接権といった著作権法上の権利を侵害する商品について、それが侵害品であることを知りながら、それを販売する目的などをもって海外に輸出することは、著作権法上の権利を侵害する行為として取り扱うと定めています。

４．輸出差止のメリット

自社が特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権などを保有している場合に、他社がその偽物や模倣品を海外に輸出する行為は、自社の保有する各種の知的財産権を侵害する行為に該当します。

このような特許法・実用新案法・意匠法・商標法・著作権法といった各種の知的財産法に抵触する貨物の輸出を放置すると、海外にも侵害品が広まってしまいます。そうすると、自社の知的財産権を行使することが現実的には困難になり、自社の事業活動や営業利益に大きな損害をもたらします。

関税法が定める税関における「**輸出差止手続**」を活用することによって、自社の知的財産権を侵害する貨物が海外に輸出されることを水際で阻止し、海外における自社の知的財産を防衛することができるのです。

Ⅲ. 税関の輸入差止手続

１．輸入差止申立要件

特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・育成者権・不正競争防止法上の権利などの「**知的財産権**」を侵害する偽物・コピー商品・模倣品・偽ブランド商品・海賊版の輸入や輸出は、「**税関**」による取締りの対象です。しかしながら、日本に輸入される貨物または日本から輸出される商品は膨大ですから、このような「**知的財産侵害物品**」を税関が自ら発見することは困難です。

そこで、お客様にて知的財産侵害物品が輸入されたり輸出されたりする具体的なおそれがあることを知っている場合は、税関に「**輸入差止申立**」や「**輸出差止申立**」を行って情報を提供しておくことが効果的です。輸入差止と輸出差止はほぼ同じ制度なので、ここでは輸入差止にまとめてご説明します。

輸入差止申立を行うには、以下に説明する５つの要件を満たすこと、ならびに税関への申立書および所定の添付書類を提出することが必要です。

税関は全国に９カ所ありますが、いずれかが書類を受理すればすべての税関が受理したものと取り扱われますから、いずれか１カ所の税関に書類を１部提出すれば足ります。また、輸入差止申立を行うに当たり、税関に手数料を支払う必要はありません。

１）権利者であること

例）自らが商標権を保有していることを申立書の権利者の欄への記載や商標原簿などで明らかにします。なお、申立ては商標権者から登録商標の使用を許諾されたライセンシーなども行えます。

２）権利の内容に根拠があること

例）申立書への登録番号や登録日の記載および商標公報などの提出で、その商標が特許庁に商標登録されていることを明らかにします。なお、特許庁に出願中の段階では申立てを行うことができません。

３）侵害の事実があること

例）侵害の事実とは偽物が実際に輸入されている場合だけでなく、偽物の輸入が見込まれる場合も含まれます。よって、模倣品の輸入を未然に防ぐことができるのです。

４）侵害の事実を確認できること

例）申立書の侵害物品と認める理由の欄に偽物の商標が登録商標に類似する旨を記載するなどして明らかにします。また、弁理士の鑑定書などを侵害の事実を疎明するための資料として提出します。

５）税関で識別できること

例）税関が検査をする際に侵害物品を見分けるための情報として、本物と偽物の着色や形状の違い、あるいは商標の記載の仕方の違いなどを説明した識別ポイントに関する資料を提出します。

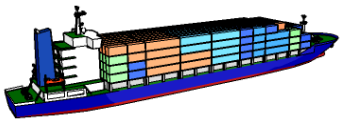

２．輸入差止申立手続

税関は申立書および添付書類を受領すると、まず「**形式的な審査**」を行います。この審査では、上記の輸入差止申立書において必須の記載事項が漏れなく記載されていることや、商標原簿や商標公報などの必要な書面が添付されていることなどを税関が確認します。なお、税関は事前相談も受け付けているので、迅速に手続きを行うべく、申立書に添付する資料を持参してあらかじめ相談してみてください。

税関が形式上の問題を発見した場合は、権利者にその補正を求めます。一方、税関がそのような問題を発見しなければ、権利者による申立ての概要を公開します。申立ての概要は税関の「知的財産侵害物品の取締り」のウェブサイトでご覧いただけます。もっとも、営業秘密の侵害に基づく申立ては税関のウェブサイトでの公表などは行われません。

税関のウェブサイトへの公開と同時に、権利者が申立書に偽物を輸入することが予想される者として輸入者に関する情報を記載していた場合、税関は輸入差止申立があったことを輸入者に連絡します。

輸入者から意見が申し立てられた場合、税関は「**専門委員への意見照会**」を行うことがあります。これは弁護士や弁理士といった専門委員が権利者と輸入者から意見を聴いたり、両者が提出した資料を検討したりして、権利者の申立てを受理すべきかどうかについて、税関に意見を述べる制度です。

そして、税関は権利者による申立てが侵害の事実を疎明しているか否かについて「**実質的な審査**」を行います。この審査は東京税関に設置されている総括知的財産調査官（知財センター）で行われており、特別な事情がなければ１カ月ぐらいで終了します。

輸入差止申立が受理された場合は、その旨が申立ての有効期間とあわせて権利者に通知されます。また、権利者の連絡先、申し立てられた権利の内容、申

し立てられた物品の情報などが公開されます。税関の「知的財産侵害物品の取締り」のウェブサイトでご覧いただけます。

税関に申立てが受理されなかった場合は、権利者に不受理の理由が記載された通知書が届きます。権利者はそれに不服があれば、３カ月以内に行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

申立ての原則的な有効期間は、申立ての受理が通知された日から４年以内で、権利者が希望する期間です。引き続き偽物が輸入されるおそれがある場合は、輸入差止申立の期間を更新できます。更新期間は最初の有効期間と同じく、４年以内で権利者が希望する期間です。ただし、更新の申請は差止申立て有効期間の満了前３カ月以内に行う必要があります。

３．輸入差止のフロー

以上にご説明した特許・実用新案・意匠・商標・著作権・育成者権・不正競争防止法上の権利といった知的財産権を侵害する偽物・コピー商品・模倣品・偽ブランド商品・海賊版の輸入や輸出を未然に防ぐために有効な措置である税関における輸入差止申立および輸出差止申立の流れをフローチャートにまとめると、以下の表のようにまとめることができます。

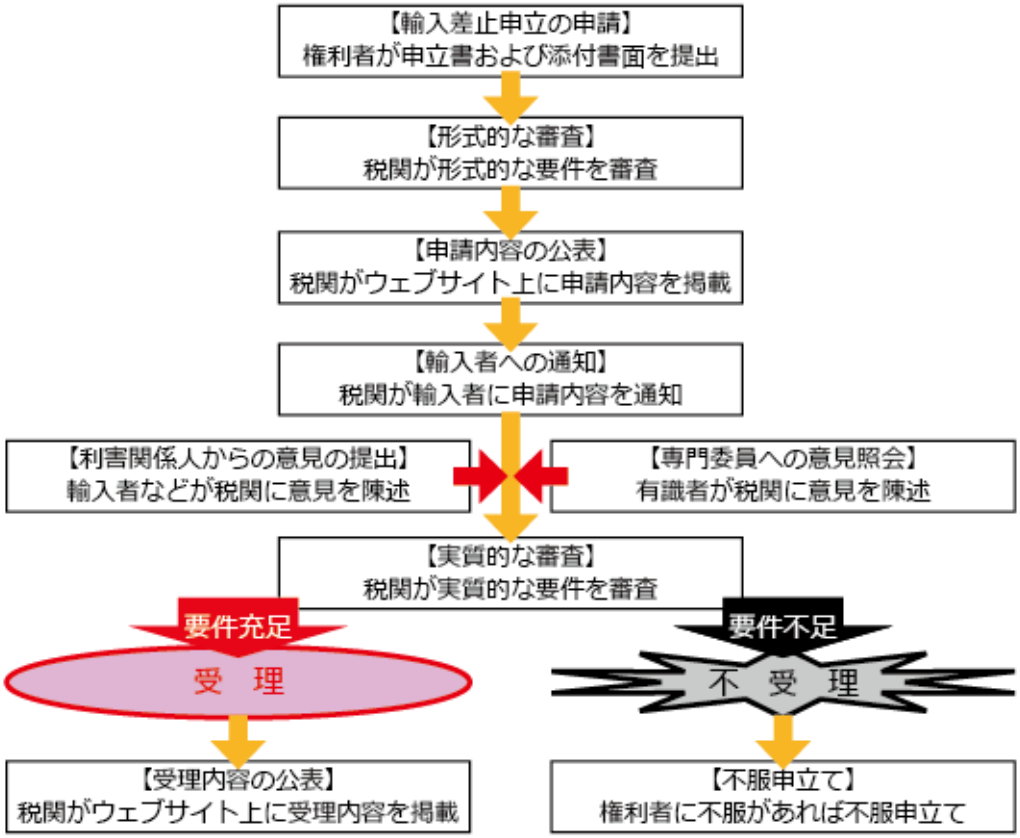

４．輸入差止認定手続

税関が輸入されようとする物品の中に知的財産を侵害する疑いがある「**侵害疑義物品**」を発見したならば、税関はそれが「**知的財産侵害物品**」に該当するか否かを認定する「**認定手続**」を行います。認定手続は原則として開始の通知から１ヶ月以内を目途に行われています。

権利者が輸入差止申立を行っているか否かで、認定手続の進め方が大きく異なることはありません。ただ、権利者があらかじめ輸入差止申立を行っておくと、後述する簡素化措置や偽物の情報を収集するための手段を利用できるメリットがあります。

税関は、権利者と輸入者に対し、認定手続を開始する旨、意見や証拠を提出できる旨、そして相手方の名称や住所が記載された「**認定手続開始通知書**」を送付します。権利者と輸入者は侵害疑義物品が知的財産侵害物品であるか否かについて証拠や意見を提出します。その期限は先ほどの通知書の日付の翌日から 10 執務日以内（食品などの生鮮貨物の場合は３執務日以内）とされています

このとき、権利者も輸入者も税関に申し出て、侵害疑義貨物の画像を電子メールで入手することができます。ただし、この画像の送信は原則として一回に限られますし、入手を希望する画像が大量であるといった場合は税関にその申し出を拒否されることがあります。

さらに、税関に輸入差止申立てが受理されている場合、権利者は侵害疑義貨物の外観などをチェックする「**点検**」、その分析や分解などもできる「**見本検査**」を行って証拠や意見の提出に役立てることもできます。

輸入者が権利者と争う意思がなければ、いたずらに紛争を長期化させることを防ぐべく、以下のような「**自発的処理**」を行って認定手続を中止させることもできます。

１）廃棄・滅却

税関職員の立会いの下、侵害疑義物品を廃棄・滅却処分します。

２）放棄

税関に任意放棄書を提出して、侵害疑義物品の所有権を放棄します。

３）修正

侵害疑義物品に彫られたブランドを削り取るといった措置を行います。ただし、商標が印刷されたシールを剥がすだけといった簡単に元に戻せるような措置は認められませんし、そのようにして剥がしたシールの輸入もできません。どのような修正が適切かについて、税関は権利者の意見も聴取します。

４）積戻し

権利者の同意および税関などによる輸出承認が得たうえで、侵害疑義物品を外国に返送します。ただし、税関が商標権や著作権を侵害する物品であると認定してしまうと積戻しはできなくなります。

５）輸入許諾

輸入者が権利者から取得した輸入許諾の同意書を税関に提出します。

また、輸入者が急いで侵害疑義物品を輸入したい場合は、「通関解放金」を供託することで、税関に認定手続を取りやめるように求めることもできます。

なお、税関は侵害疑義物品が知的財産侵害物品であるか否かを判断するために必要がある場合には、上記の専門委員のほか、特許庁長官、農林水産大臣、経済産業大臣といった関係官庁にも意見を照会することがあります。税関は第三者の意見を尊重しますが、第三者の意見に法的拘束力はないため、その意見とは異なる判断をする可能性があります。

商標権または著作権に基づく輸入差止申立てが税関に受理されている場合は、「認定手続が簡素化」されるメリットがあります。具体的は、輸入者に送られる認定手続開始通知書に、知的財産侵害物品であるか否かについて争う意思を持っているか否かを確認する旨の記載があります。

輸入者が争う意思があることを税関に申し出なければ、すでに権利者が提出している輸入差止申立書と添付資料に基づいて、税関は侵害疑義物品が知的財産侵害物品であるか否かを認定します。つまり、権利者はあらためて証拠や意見を提出しなくてよいのです。

一方、輸入者が争う意思があることを税関に申し出た場合、税関は権利者と輸入者に証拠や意見の提出期限を通知しますので、これ以後は先ほどの通常の認定手続と同様の流れになります。

権利者と輸入者から提出された意見・証拠・反論、そして第三者に照会した意見に基づいて、税関は侵害疑義物品が知的財産侵害物品であるか否かを認定し、その結果を両者に通知します。知的財産侵害物品に該当しない旨の認定であって、ほかの通関手続も適切であればその商品を輸入することができます。

一方、知的財産侵害物品であると認定された場合、輸入者がその認定に不服があれば、その通知から３ヶ月以内に「不服申立て」を行えます。一方、輸入者に不服がなければ先ほどの自発的処理を行えます。もし、輸入者が不服申立期間内に自発的処理を行わなければ、税関はその物品を没収して廃棄します。

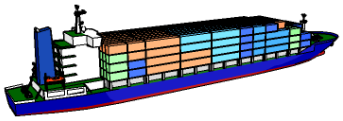

５．認定手続のフロー

以上にご説明した特許発明、登録実用新案、登録意匠およびこれに類似する意匠、登録商標およびこれに類似する商標、著作権法で保護される著作物・実演・レコード・放送・有線放送、不正競争防止法上の保護対象を無断で利用した物品・商品・貨物の輸入や輸出を水際で食い止めるための税関における認定手続の流れをフローチャートにまとめると、以下の表のようにまとめることができます。

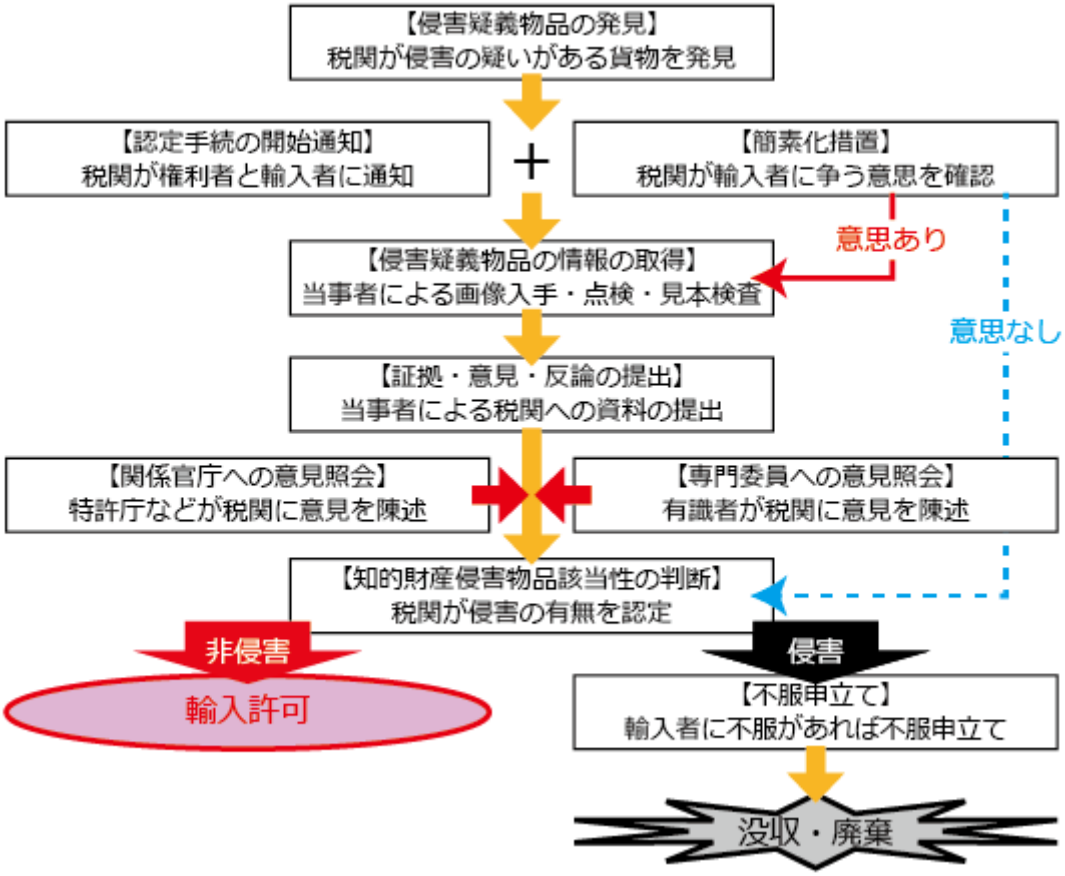

Ⅳ. 輸入差止の費用料金

１．特許取得手続の官公庁費用

特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権といった各種の知的財産権を侵害する商品・製品・物品について、日本への輸入を差し止めるための費用と、外国への輸出を差し止めるための費用は同様です。よって、以下では輸入差止の費用にまとめて当特許事務所の弁理士がご説明します。

まず、各種の知的財産権に基づいて、模倣品・偽ブランド商品・海賊版などの輸入差止申立てまたは輸出差止申立てを税関に対して行うにあたっては、特許出願のような官公庁費用はかかりません。

しかしながら、輸入差止の対象とされる貨物が各種の知的財産権を侵害する商品でなかった場合に、輸入者が受ける損害を担保する必要があります。そのため、税関は輸入差止の申立人に対して相当の金銭を「**供託**」するように命じる場合があります。

具体的には、申立人は税関長から以下の費用を合算した金額を税関長が指定する供託所まで供託するよう命じられることがあります。

１）輸入者が申立人から輸入差止の申立てを受けることで被る損害の金額
２）知的財産権の侵害とされる輸入貨物を税関倉庫に保管するための費用
３）生鮮貨物は腐敗による損失が予想される貨物の課税価格に相当する額
４）上記以外で輸入者が輸入の差止によって被るおそれのある損害の金額

もし、税関長から上記のような供託を命じられたにもかかわらず、申立人が指定の供託所に供託金を供託しない場合、税関長は輸入貨物が知的財産権を侵害する否かを認定する手続を取り止めます。もちろん、最終的に輸入貨物が申立人の保有する各種の知的財産権を侵害する商品であることを税関長が認定した場合には、それは正当な知的財産権の行使ですから、申立人は供託金を取り戻すことができます。

２．輸入差止手続の弁理士費用

次に、お客様が特許・実用新案・意匠・商標・著作物といった各種の知的財産侵害する商品・製品・物品について、税関での輸入差止手続を特許事務所に依頼した場合に、弁理士に支払う「**代理人費用**」についてご説明します。代理人費用は、一般に、税関に輸入差止の申立を行う際に支払う「**申立手数料**」と、

税関が知的財産権を侵害する物品であると認定する際に支払う「認定手数料」の二段階で支払われます。

ここで、日本弁理士会が調査した「特許事務報酬（弁理士手数料）に関するアンケート」では、代理人費用の金額について、以下のような回答結果が得られています。

他の特許事務所へと輸入差止手続をご依頼された場合、その代理人手数料の平均金額は、申立手数料２６２，７９３円＋認定手数料２６１，２６９円＝５２４，０６２円［他特許事務所］です。

当特許事務所に輸入差止手続をご依頼いただいた場合、その代理人手数料の平均金額は、申立手数料２００，０００円＋認定手数料２００，０００円＝４００，０００円［当特許事務所］です。

そうすると、各種の知的財産権を侵害する模倣品・偽ブランド商品・海賊版などに対する輸入差止または輸出差止に関する手続を税関で行う際に弁理士に支払う手数料の合計額は、以下の表のとおりです。

輸入差止費用の比較			
ご料金の比較	官公庁費用	代理人費用（税込）	合計
他特許事務所	289,072 円	287,396 円	576,468 円
当特許事務所	220,000 円	220,000 円	440,000 円

３．当特許事務所の弁理士費用

お客様が保有する特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権といった各種の知的財産権を侵害する模倣品・偽ブランド商品・海賊版などについて、税関に対する輸入差止手続または輸出差止手続を当特許事務所の弁理士にご依頼いただいた場合の「ご料金表」を以下にお示しします。

・輸入差止調査・輸出差止調査

ご相談の対象が差止手続の対象になり得るか否かを弁理士が調査します。

・輸入差止申立・輸出差止申立

弁理士が申立書と鑑定書を作成して税関に輸入差止の申立てを行います。

・輸入差止認定・輸出差止認定

税関が問題の貨物を権利の侵害物品であると認定する手続を代行します。

・貨物の点検の代行

認定手続に際し意見や証拠を提出するため必要なとき貨物を点検します。

・見本の検査の代行

意見や証拠の提出に際し必要な場合は貨物の見本を入手して検査します。

・意見または証拠の提出

輸入者から反論があった場合、さらに意見や証拠を税関長に提出します。

特許取得手続のご料金表	
お手続の内容	基本手数料額（消費税込み）
差止手続に関するご相談	無料
輸入差止調査・輸出差止調査	55,000 円
輸入差止申立・輸出差止申立	220,000 円（上記の調査料を含む）
輸入差止認定・輸出差止認定	220,000 円
貨物の点検の代行	55,000 円
見本の検査の代行	55,000 円
意見または証拠の提出	55,000 円

４．弁理士費用の割引制度

当特許事務所では、ご自身で輸入差止または輸出差止の調査を行ったお客様、ご自身で申立書類を準備しているお客様、そして関連する案件について複数件のお手続きをご依頼いただいたお客様を対象に、輸入差止手続または輸出差止手続にかかる当特許事務所のご料金の「割引制度」をご用意しております。

・輸入差止調査・輸出差止調査割引

お客様にて輸入差止要件または輸出差止要件を満たしているか否かについて調査を行っており、当弁理士による調査が不要な場合、当特許事務所の申立手数料２０万円から最大で４万円お値引きします。

・申立書類作成割引

輸入差止または輸出差止の申立てを行うために必要な申立書などの出願書類をお客様にてご準備いただき、当弁理士による書面の作成が必要でない場合、当特許事務所の出願手数料２０万円から最大で４万円お値引きします。

・複数件ご依頼割引

これまでに当特許事務所にご依頼いただいた輸入差止または輸出差止の申立てと同様の内容に基づく申立てにつきましては、当特許事務所の出願手数料２０万円から最大で４万円お値引きします。

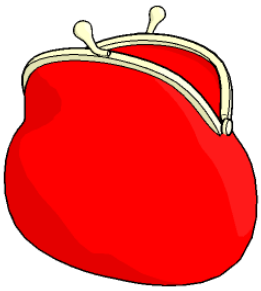

Ｖ．輸入差止の申請様式

１．輸出入差止申立の申請書類

特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・育成者権・不正競争防止法上の権利などの「**知的財産権**」を侵害する偽物・コピー商品・模倣品・偽ブランド商品・海賊版の輸入や輸出を税関で食い止めるべく、税関に「**輸入差止申立**」または「**輸出差止申立**」を行うためには、関税法に規定された一定の書式に基づく「**申請書類**」を提出しなければなりません。

輸入差止申立または輸出差止申立を行うためには、申立書および添付資料からなる２種類の申請書類が必要です。当特許事務所の弁理士が申請書類の書式・様式・書き方についてご説明します。きちんとした申請書類を作成しないと、申請しても税関に受理されなかったり、受理されても侵害物品の輸出入を十分に防げなかったりしますから注意してください。

輸入差止申立または輸出差止申立を行う際に、税関に提出すべき書類はほぼ同じなので、ここでは輸入差止申立にまとめてご説明します。

税関への書類の提出は、紙媒体で作成した書面を各税関の窓口に直接提出したり郵送したりするほか、ＮＡＣＣＳ（Ｎｉｐｐｏｎ　Ａｕｔｏｍａｔｅｄ　Ｃａｒｇｏ　ａｎｄ　Ｐｏｒｔ　Ｃｏｎｓｏｌｉｄａｔｅｄ　Ｓｙｓｔｅｍ）を利用して電子的に提出することもできます。

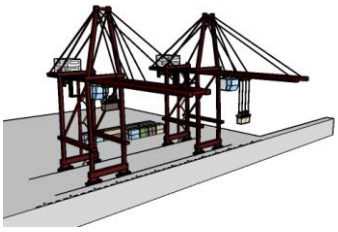

２．輸入差止申立書の必須項目

「**輸入差止申立書**」はＡ４用紙を用いるとともに、税関様式Ｃ第５８４０号に基づいて作成します。その必須記載項目は以下の１７項目です。

１）提出年月日

税関に輸入差止申立書を提出する日付を記載します。郵送する場合は発送する日を記載します。

２）申立先税関

９カ所ある税関のうち、輸入差止申立書を提出する税関長名を記載します。

３）申立人

輸入差止申立を行う方の住所・氏名または名称（会社などの法人の場合）・法人番号または国籍を記載するとともに、連絡先として担当者の氏名・電話番号・電子メールアドレスを記載します。

４）代理人

輸入差止申立て手続を弁理士や弁理士法人などが代理する場合は、上記の申立人に関する記載事項に準じて、その住所や氏名などを記載します。代理人がいる場合は委任状を添付する必要があります。

５）認定手続を執る税関長

輸入される商品が知的財産侵害物品か否かを認定する手続を行う必要がない税関がある場合、その税関長名を抹消するか二重線で消してください。

６）権利の種類

特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・著作隣接権・育成者権のうち、輸入差止申立を行う権利のチェックボックスをチェックします。

７）登録番号および登録年月日

輸入差止申立を行う権利の登録番号および登録年月日を記載します。

８）権利の存続期間

特許・実用新案・意匠・商標の各権利に基づく輸入差止申立であれば、特許庁が登録を行った日およびその存続期間が満了する日を記載します。

９）権利の範囲

商標権に基づく輸入差止申立であれば、特許庁が発行した商標公報などを参照して、商品区分（例、第９類）、指定商品（例、イヤホン）、そして登録商標を記載します。

10）権利者

輸入差止申立の根拠となる知的財産権を保有している権利者の住所、氏名または名称、電話番号などを記載します。権利が共有されている場合は全員の情報を記載します。

11）専用実施権者など

輸入差止申立の根拠となる知的財産権について独占的なライセンスを保有している方を専用実施権者または専用使用権者などと呼びますが、その方の住所や氏名などを権利者に準じて記載します。

12）通常実施権者など

輸入差止申立の根拠となる知的財産権について独占的でないライセンスを保有している方を通常実施権者または通常使用権者などと呼びますが、その方の住所や氏名などを権利者に準じて記載します。

13）輸入差止を行う侵害すると認める物品の品名など

輸入差止申立の対象となる物品の名称（例、イヤホン）を記載します。９桁の輸入品目統計番号が分かれば、それもあわせて記載します。輸入品目統計番号は税関のウェブサイト「輸入統計品目表（実行関税率表）」で調べることができます。

14）侵害物品と認める理由

商標権を侵害する物品に対する輸入差止申立であれば、指定商品と同一の商品に登録商標と同一の商標が付されているといった事情を記載します。

15）識別ポイント

税関が本物と偽物を識別するためのポイントとなる表示・形状・包装の特徴などを記載した資料を添付します。

16）ライセンス料の基礎となる資料

特許権･実用新案権･意匠権を侵害する物品に対する輸入差止申立の場合は、裁判で認定されたライセンス料の金額や過去１年以内に締結されたライセンス契約の金額を記載します。なお、商標権を侵害する物品に対する輸入差止の場合は記載する必要がありません。

17）輸入差止申立が効力を有する期間として希望する期間

輸入差止申立の有効期間はその受理日から最長４年間です。４年間のうちの権利者が希望する期間を記載します。なお、特許庁に登録料が納付されている期間であることが必要です。

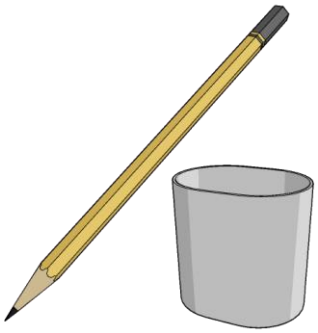

３．輸入差止申立書の任意項目

「輸入差止申立書」の任意記載項目は以下の４項目です。

１）侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項

輸入差止申立を行う方が偽物を輸入する事業者・模倣品を輸出する事業者・偽ブランド商品の仕出し国などを把握している場合は、それらの情報を税関に提供すべく、輸入差止申立書に記載します。

２）並行輸入に関する参考事項

輸入差止申立を行う方が日本で特許権・実用新案権・意匠権・商標権などの知的財産権を取得している発明・意匠・商標について外国でも知的財産権を取得しているか否かといった情報を記載します。

３）訴訟などでの争い

輸入差止申立を行う根拠となる特許・実用新案・意匠・商標などについて特許庁における審判や裁判で争っているか否かを記載します。もし争っている場

合は、その争いの具体的な内容も記載します。

４）その他の参考事項

偽物を輸入するおそれがある事業者に警告を行っている場合は、その旨を記載します。あわせてその警告書を添付資料として税関に提出します。

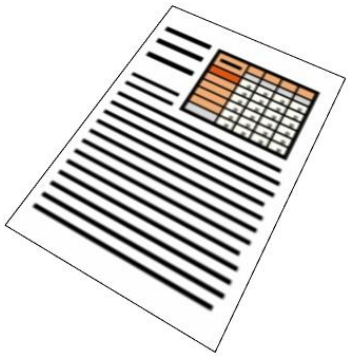

４．輸入差止申立書の添付資料

上記の「**輸入差止申立書**」に添付して税関に提出すべき資料としては、以下の５点があります。

１）登録原簿の謄本および公報

特許権・実用新案権・意匠権・商標権に基づく輸入差止申立を行う場合は、特許庁における登録原簿の謄本および特許庁が発行する特許公報・登録実用新案公報・意匠公報・商標公報を提出します。

２）侵害の事実を疎明するための資料

商標権に基づく輸入差止申立であれば、偽物を撮影した写真などを提出します。そのような資料に代えて、その商品が知的財産権を侵害する物品である旨の判決文や仮処分決定通知書、または特許庁における判定書、あるいは弁護士や弁理士が作成した鑑定書などを提出することもできます。

３）識別ポイントに係る資料

税関が検査を行う際に知的財産権を侵害する物品を見分けるための情報が必要です。そこで、右下図のように本物と偽物を対比して説明した識別ポイントに係る資料を提出します。

４）その他の資料

権利者が侵害者に送付した警告書、消費者に偽物への注意喚起を行うべく新聞や雑誌に掲載した広告などがあれば、あわせて税関に提出します。

５）代理権に関する書類

税関における輸入差止申立手続を弁理士や弁理士法人に代行してもらう場合は、税関に委任状を提出する必要があります。

Ⅵ. 輸入差止の質問相談

１．輸入差止の実態に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．税関での輸入差止は毎年どれぐらいの件数が実施されているのですか？
Ａ１．輸入差止件数でいえば１年間に約２万７千件、輸入差止点数でいえば約８８万点とされています（2022 年）。

Ｑ２．どのような知的財産権を侵害する物品に対して輸入差止が実施されていますか？
Ａ２．輸入差止件数でいえば、商標権の侵害が９５％、著作権の侵害が３％、意匠権と特許権の侵害がそれぞれ１％などとされています。輸入差止点数でいえば、商標権侵害物品が６２％、著作権侵害物品が１９％、意匠権侵害物品が１５％などとされています（2022 年）。

Ｑ３．日本に輸入される知的財産権を侵害する物品はどこから輸出されているのですか？
Ａ３.輸入差止件数では、中国が約２万件で７６％、ベトナムが約２千件で８％、台湾が約１千５百件で５％となっています。輸入差止点数では、中国が約６７万点で７６％、ベトナムが約７万１千点で８％、香港が約６万４千点で７％、韓国が約３万点で４％です（2022 年）。

Ｑ４．日本に輸入される知的財産権を侵害する商品にはどのような商品が多いのですか？
Ａ４．輸入差止件数では、バッグ類が約９千件で２８％、衣類が約７千件で２２％、靴類が約４千３百件で約１３％となっています。輸入差止点数では、医薬品が約１４万８千点で１７％、電気製品が約９万８千点で１１％、衣類が約７万６千点で９％となっています（2022 年）。

Ｑ５．知的財産権を侵害する物品はどのように輸入されるのですか？
Ａ５．輸入差止件数では、郵便物によるものが約２万４千件で８８％、一般貨物によるものが約３千件で１２％です。輸入差止点数では、郵便物によるものが約５３万点で６１％、一般貨物によるものが約３５万点で３９％となっています（2022 年）。

２．輸入差止手続に関するＱ＆Ａ

Ｑ１.税関で輸入差止･輸出差止を行うためにはどのような手続が必要ですか？

Ａ１．輸入差止・輸出差止に際しては、税関に「**輸入差止申立**」または「**輸出差止申立**」を行う必要があります。なお、輸入差止と輸出差止は同様の手続です。

Ｑ２．輸入差止申立は、どこの税関に対して行わなければなりませんか？

Ａ２．関の管轄は、函館・東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・門司・長崎・沖縄の９つの区域に分かれています。特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権といった各種知的財産権の保有者はいずれか１つの税関を選んで輸入差止申立を行うことができます。

Ｑ３．輸入差止申立を行うには、どのような書類・資料を提出しなければなりませんか？

Ａ３．輸入差止の申立を行う際は、輸入差止申立書・特許原簿の謄本および特許公報・侵害事実の疎明資料・代理権などの各種の証明書を税関に提出する必要があります。

Ｑ４．輸入差止申立は、審査にどれぐらい時間がかかるのですか？

Ａ４．税関における輸入差止申立の審査には、約１ヵ月かかります。また、複雑な事案であるといった場合には、さらに時間を要することがあります。

Ｑ５．輸入差止申立には、有効期間があるのですか？

Ａ５.輸入差止の有効期間は最長４年間です。ただし、権利者の希望があれば、最長４年間の更新を行うことができます。

Ｑ６．輸入差止申立を行うにはどのような費用がかかりますか？

Ａ６．特許出願などとは異なり、税関に対する官公庁費用はかかりません。ただし、税関長から一定の金銭の供託を求められる場合があります。また、弁理士に依頼した場合には、特許事務所に支払う代理人手数料がかかります。

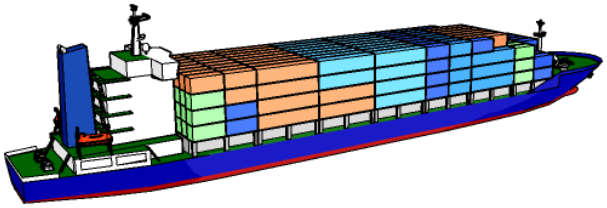

Customs

中　川　特許事務所

住所：〒231-0006
神奈川県横浜市中区南仲通３－３５
横浜エクセレントⅢ　５階　Ｅ号室

TEL：045-651-0236　FAX：045-263-9517

E-mail：customer@ipagent.jp

ＵＲＬ：http://www.ipagent.jp

©2023　弁理士　中川 淨宗

本パンフレットは著作権法による保護の対象になります。
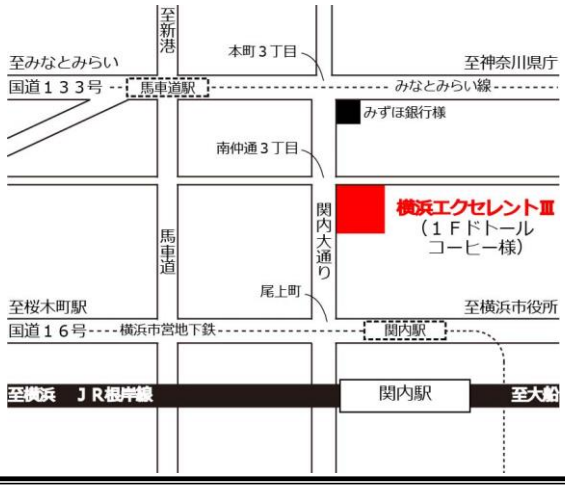
無断で複製・配布・アップロードなどはご遠慮願います。